

処遇改善を始めとする福祉の増進や人材確保を図ることを目的として、事業主の雇用管理の改善等に関する自主的な取組を支援する等、所要の施策を推進していくことが必要であり、その際には、介護分野における労働の特性、社会保障施策との連携に留意するものとする。

この計画は、このような基本的認識の下、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成4年法律第63号。以下「介護労働者法」という。）に基づき、今後講じようとする施策に関する基本的事項を示すものである。

① 「平成17年度」 ② 「平成21年8月21日」 ③ 「平成21年度までの5年間」 ④ 「平成25年度まで」

⑤ 「19.9% (2,539万人)」 ⑥ 「20.2% (2,576万人)」 ⑦ 「22.5% (2,874万人)」 ⑧ 「23.1% (2,941万人)」 ⑨ 「28.7% (3,473万人)」 ⑩ 「30.5% (3,635万人)」 ⑪ 「0.30」 ⑫ 「0.31」 ⑬ 「0.35」 ⑭ 「0.36」 ⑮ 「0.48」 ⑯ 「0.51」 ⑰ 「500万人から520万人程度に、平成26年度には600万人から640万人程度に達すると見込まれており、今後」 ⑱ 「460万人程度となり、今後も増加が見込まれていることから、」 ⑲ 「増大することとなる」 ⑳ 「増大すると考えられる」

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕

## (2) 障害者に対する介護需要

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）においては、障害者が自立した